

給付型奨学金制度の早期創設等奨学金制度の拡充を求める 意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて大学や専修学校等に進学する学生に奨学金を貸与し、その返済金を次世代の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、大学の授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は学生全体の約4割に達し、平成28年度は132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に苦慮する人が少なくない。

このような中、6月2日に閣議決定したニッポン一億総活躍プランにおいて、返済不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、経済協力開発機構（OECD）に加盟する34箇国のうち、給付型奨学金制度がないのは我が国とアイスランドだけであり、海外では給付型奨学金が主流となっている。

よって、国におかれては、納税者である国民の理解も得ながら、学生が安心して勉学に励めるよう、奨学金制度の拡充に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、平成29年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望する全ての学生への無利子奨学金の貸与を目指し、有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進し、併せて、現在の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月17日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛て